

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 8 年(2026年) 6 月 25 日

岩手県知事 達増拓也 殿

提出者

住 所 東京都品川区北品川六丁目7番29号

氏 名 スリーエム ジャパン プロダクツ株式会社

代表取締役社長 成毛 一彦

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-6409-3900（代表）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 2 項 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	スリーエムジャパンプロダクツ株式会社 岩手事業所
事業場の所在地	岩手県北上市北工業団 3-17
計画期間	令和 8 年(2026年)4月1日～令和 9 年(2027年)3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業・プラスチック製品製造業
②事業の規模	製品生産重量 8457ton
③従業員数	220名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 のとおり

(日本工業規格 A 列 4 番)



(第 2 面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 1 のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 7 年度年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 溶剤回収装置を活用して、発生する廃溶剤を抑えている。 収率改善（歩留まり減少）プログラムを推進する小集団活動の実施。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、収率改善（歩留まり減少）プログラムを推進する小集団活動の実施。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃液回収装置に処理できるものを分別している。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 認定処理業者は新しい制度なので、認定処理業者の情報を元に、廃棄業者の選択を行う。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	186.492 t	
	(今後実施する予定の取組等) 特別管理産業廃棄物に関しては電子マニフェストの導入を実施済み、産業廃棄物においても導入済み。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係) 別紙

(第2面)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸（有害）	強アルカリ	廃酸（有害）	強酸	
	排出量（t）	186.13	0.053	0.042	0.267	0	
② 計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸（有害）	強アルカリ	廃酸（有害）	強酸	
	排出量（t）	180	0.2	0.2	0.6	0	

(第4面) (第5面)

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸（有害）	強アルカリ	廃酸（有害）	強酸	
	全処理委託数（t）	186.13	0.053	0.042	0.267	0	
	優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0	
	再生利用業者への処理委託量	0	0	0	0	0	
	認定熱回収業者への処理委託量	10.08	0	0	0	0	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	142.2	0	0	0	0	
② 計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸（有害）	強アルカリ	廃酸（有害）	強酸	
	全処理委託数（t）	180	0.2	0.2	0.6	0	
	優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0	
	再生利用業者への処理委託量	0	0	0	0	0	
	認定熱回収業者への処理委託量	30	0	0	0	0	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	150	0	0	0	0	

1 会社概要

- (1) 会社名 スリーエムジャパンプロダクツ株式会社
- (2) 資本金 360百万円
- (3) 従業員数 220名 (岩手事業所)

2 事業概要

(1) 製造概要

当事業所は、粘着テープの専門工場として、主に梱包用テープ・建築/自動車塗装用マスキングテープ・オムツ用テープ、粘着剤製品を製造している。

(2) 製造工程

◎ 概要は、添付図(1)参照。

(3) 工場配置図

◎ 添付図(2)参照

(4) 事業展望

スリーエムジャパンプロダクツ(株)は、米国3M社の関連会社として、スリーエムジャパンホールディングス合同会社の100%出資の工場である。(スリーエムジャパングループ)
主に産業用資材を生産しているために国内の工業指数に左右される傾向がある。
しかし、海外3M社と連携してアジア地区の生産拠点として事業を展開することにより国内の影響を分散することを計画している。

(5) 廃棄物処理フロー

◎ 添付図(3)参照

3 計画期間

令和8年(2026年)4月1日 から 令和9年(2027年)3月31日

4 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

平成17年8月にスリーエムジャパングループにて統合したISO14001の認証登録を受けた。
環境マネジメントシステムの組織と責任・権限を添付図に示す。

環境影響評価の結果、著しい影響を及ぼす項目として廃棄物を特定し、環境目的・目標に
廃棄物削減目標を設定して活動を実施している。

◎ 添付図(4) 岩手事業所環境マネジメント組織 参照

◎ 添付図(5) 組織の責任及び権限 参照

(2) 管理体制の強化

①管理体制

各部門毎に役割を分担し、各々の部門で廃棄物対策活動プログラムを展開している。

製造グループ	: 廃棄物分別と発生抑制、廃棄物リサイクルに向けて分別への協力
製造技術グループ	: 廃棄物抑制のための工程改善
サプライチェーングループ	: 廃棄物抑制のための製造計画改善
工務グループ	: 廃棄物分別の指導と委託処理量の把握、及びリサイクルに向けての調査
物流グループ	: 廃棄物分別と発生抑制
管理グループ	: 購買部門を通じ調達資源の抑制改善
品質保証グループ	: 廃棄物リサイクルに向けて分別への協力

②管理方法

3ヶ月毎に環境プログラム実施報告を行ってプログラムの進捗状況を確認している。

(3) 教育・研修

- ① 環境管理事務局では廃棄物分別の基準を作成し、製造部門へ教育した。
- ② 製造グループでは廃棄物分別作業手順書を作成・運用し、徹底した分別を行っている。
- ③ 工務部門は、産業廃棄物処分場の視察を実施した。
廃棄物処理の実態を観て、廃棄物発生元の責任等の教育に役立てた。

(4) 情報公開

ISO14001活動として、当社環境方針を公開している。又、要求に応じて環境方針の
配布を実施している。

5 廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適性処理のために関連する法令、その他の規則を遵守する。
- ② 発生した廃棄物の処分方法としてなるべく埋立てを行わない業者を選定する。
- ③ 環境目的・目標に廃棄物の削減を掲げ、廃棄物削減・リサイクルの推進を行う。

発生抑制 : 工程内のリサイクルの推進

: 工程改善による廃棄物の削減

再生利用 : 工程内でリサイクルできない物は、社外での資源化・燃料利用を推進する。

: 上記目的のために長期・安定した処理ルートを確保する。

その他 : 産業廃棄物処理業者と適正な委託契約を締結する。

: 特別管理産業廃棄物の適性管理と処理を確保する。

(2) 廃棄物処理の現状

- ① 令和7年(2025年)度に当事業所で排出した廃棄物の総重量は、1743.8 トンですべて社外に委託し、処理を行った。
- ② マテリアルリサイクルは専門業者で再資源化している。粘着材が付着したプラスチックも再資源化を行っている。
- ③ 又、粘着テープ廃棄物の中から一定サイズの物を選別して、発電機燃料としてサーマルリサイクルされた。
- ④ 溶剤回収装置を活用して、発生する廃溶剤を最小限に抑えている。

6 産業廃棄物の抑制に関する事項

(1) 廃プラスチック

- ① 歩留まりを向上させる。
- ② 段取り変更時の工程調整方法を変更し、ロスフィルムを削減する。
- ③ 中間製品の長さを最適化し、工程間での余りを減少する。

(2) 廃油

- ① 工程変更時に廃棄される原料を管理して無駄に廃棄しているものを減少する。
- ② 溶剤回収装置を効果的に運用することで、回収溶剤量を増やし、外部処理委託量を削減する。
- ③ 有効期限の見直しを行い、期限切れでの廃棄量を削減する。

7 産業廃棄物の分別に関する事項

◎ 具体的取組み

- (1) 工程毎に発生した物を分別・計量して廃棄量を管理する。
- (2) 廃棄物保管場所を明確にし、分別管理する。

8 産業廃棄物の再生利用に関する事項

◎ 具体的取組み

(1) 廃プラスチック

- ① 社外でサマリサイクルする。: 発電用燃料・RPF原料
- ② 粘着テープのマテリアルサイクルを社外で実施。
- ③ フィルム製膜工程における廃棄プラスチックを工程内で再利用する。

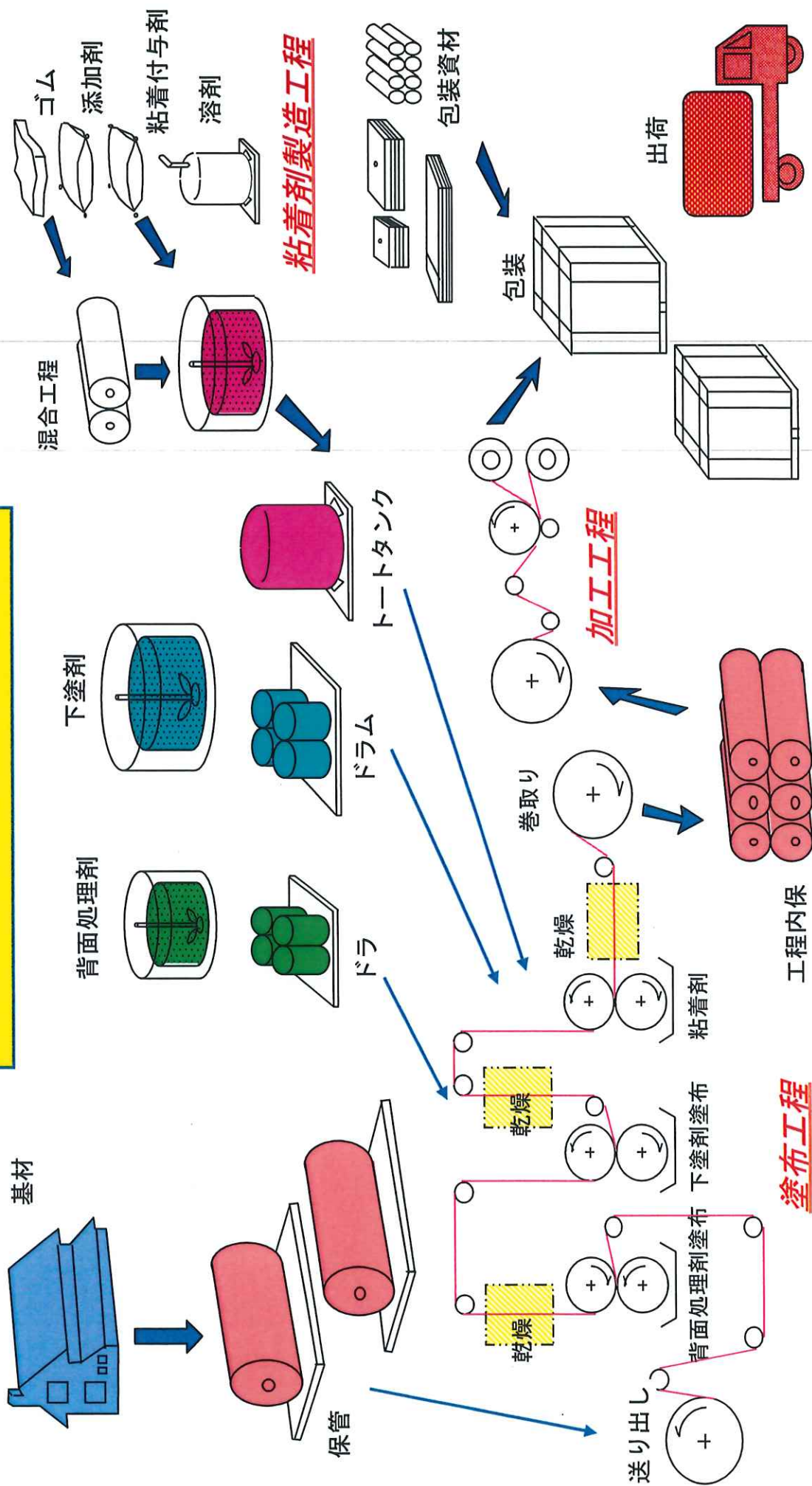
(2) 廃油

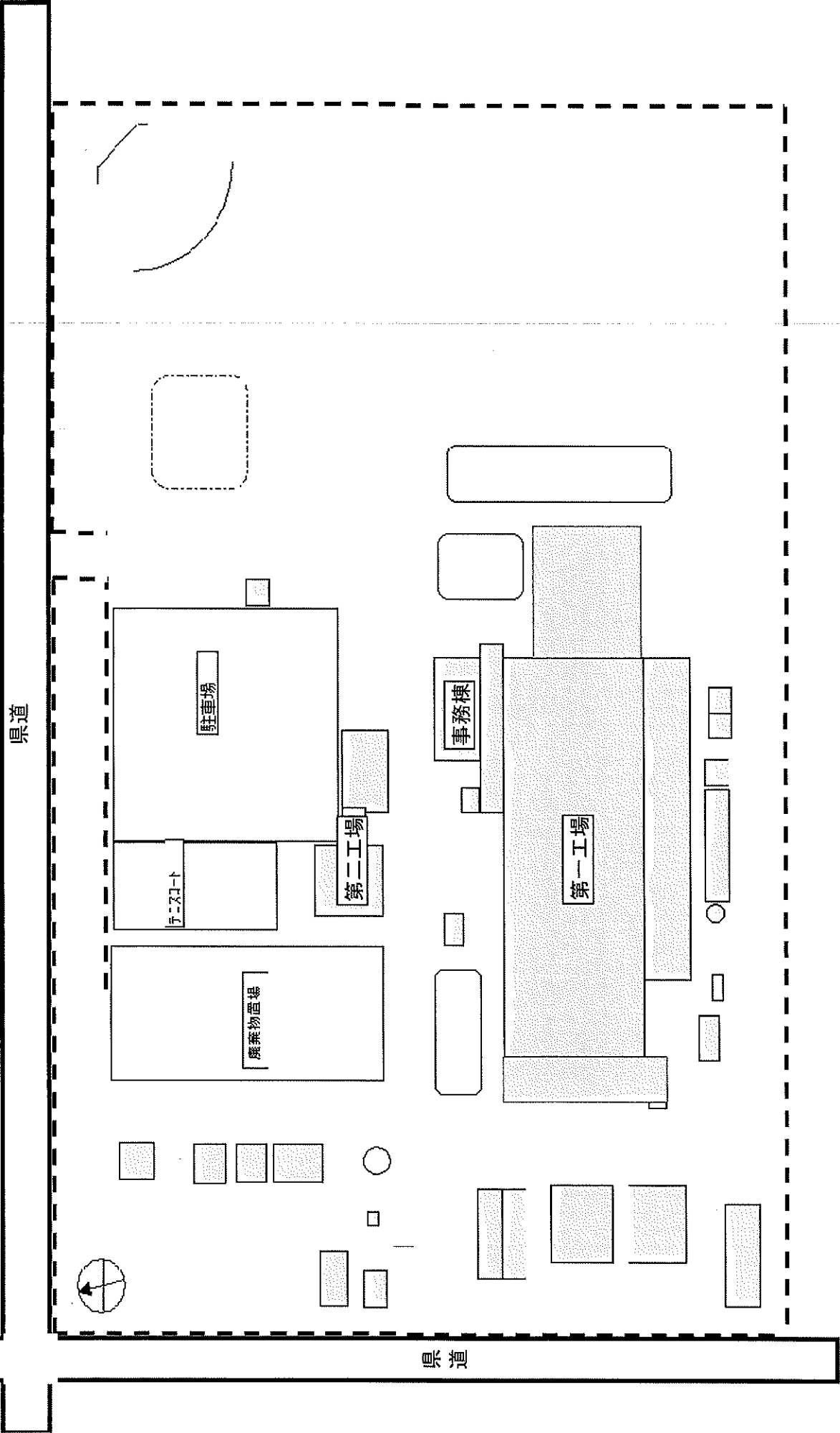
- ① 溶剤回収装置を効果的に運用することで、回収溶剤量を増やし、設備の洗浄溶剤に再利用する。

(3) タンホール、

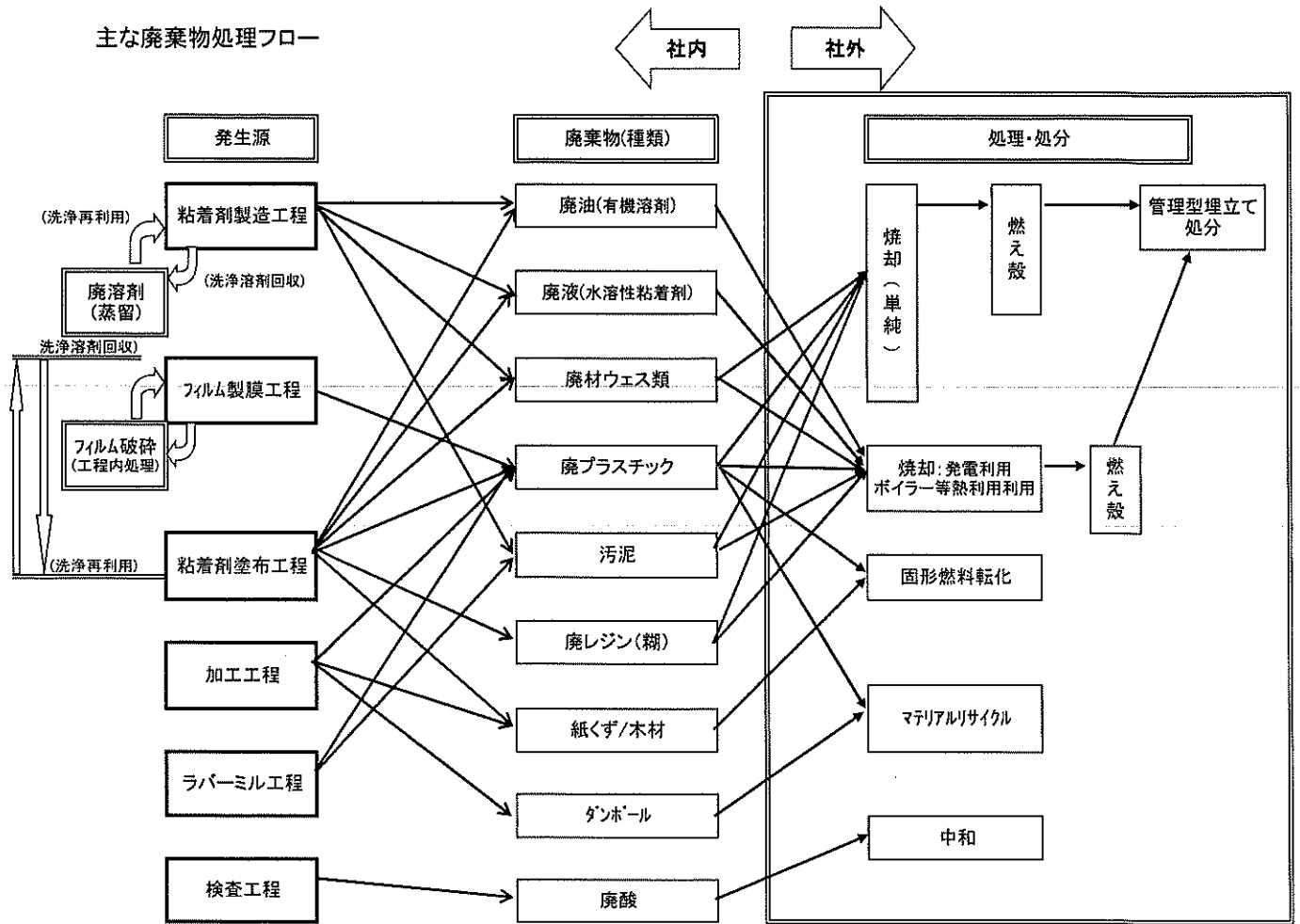
- ① 分別回収して、社外でリサイクルする。

テープ製造工程 概要





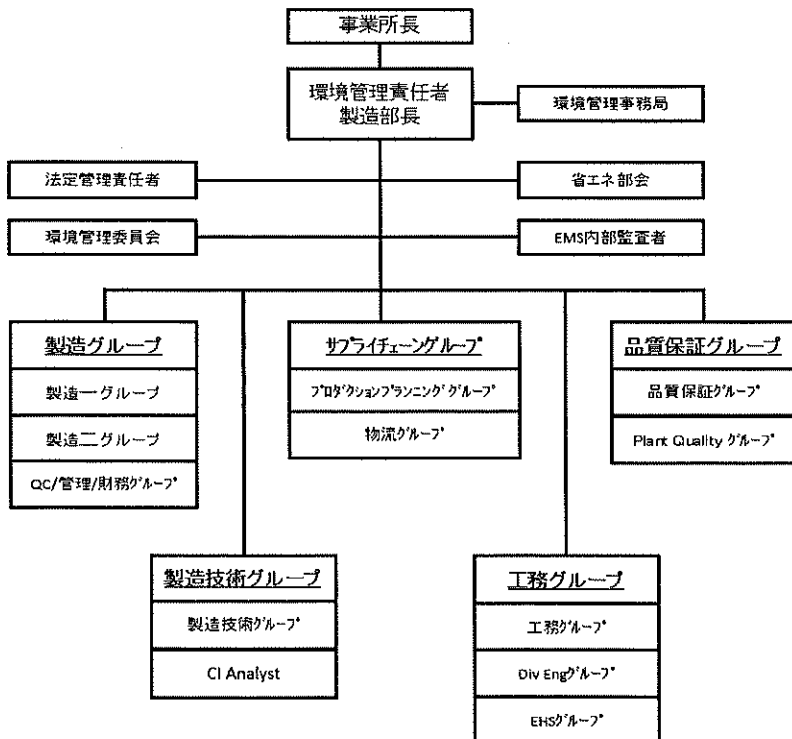
主な廃棄物処理フロー



添付図 (3)

管理体制図

岩手事業所 環境マネジメントシステム組織



組織の責任及び権限

(1/2)

組 織	担当者	責 任 と 権 限
事業所長	事業所長	1. 環境マネジメントシステムの実施及び管理に必要な経営資源の提供 2. 環境管理責任者の指名 3. 環境マネジメントシステムの監視 4. 環境マネジメントシステムの見直し会議主催 5. 環境マネジメントシステムの要素変更の必要性を言及
環境管理 責任者	製造部長	1. 環境方針に関わる文書の保管 2. 環境側面登録一覧表の承認 3. 環境影響評価の見直しを指示 4. 環境側面調査・対象領域表の承認 5. 環境目的策定表の承認 6. 環境目的、目標(事業所、各部門)の承認 7. 環境目的、目標の臨時見直し指示 8. 事業所、及び各グループの環境マネジメントプログラムの承認 9. 事業所及び各グループの環境マネジメントプログラム実施状況報告の承認 10. 環境マネジメントプログラムの改訂指示 11. 環境マネジメントシステムを実行する役職者の任命 12. 環境管理委員会の委員長 13. 環境管理委員会(臨時も含む)の開催 14. 環境管理委員会の議事録承認 15. 環境責任者コース教育の講師 16. ボイラー運転業務者の任命 17. 環境教育年間計画書の承認 18. 緊急時の著しい環境側面の外部情報をトップマネジメントに報告 19. 緊急事態時に流出物の回収処置等の指示、及び行政に連絡 20. 緊急事態について、必要に応じ地域住民に説明 21. 社内全体を規定する環境文書の決裁 22. 省資源、リサイクル活動の進捗を監視 23. 実際に起った緊急事態を最高経営層に報告 24. 緊急事態発生時には、汚染源除去、及び原因・対策・修復を指示 25. グリーンカードの対策実施(不適合の対策実施、効果の確認)を承認 26. 予防処置実施を承認 27. 環境記録の管理 28. 内部環境監査の実施計画を承認 29. 内部環境監査者の養成計画を策定 30. 内部環境監査者の認定 31. 環境マネジメントシステムの見直し会議の議長 32. 環境マネジメントシステムの見直し会議に必要な情報の提出 33. 環境マネジメントシステムの見直し会議の指示内容を環境管理委員会で報告
内部環境 監査者	有資格者	1. 環境マネジメントシステムの監視 2. 内部環境監査のチェックリスト作成 3. 内部環境監査の実施 4. 内部環境監査の結果まとめ、指摘不適合をNCRに記入 5. 被監査部門長と報告会議を実施、指摘事項を説明、合意